



埼労発基0316第2号
令和4年3月16日

関係団体の長 殿

埼玉労働局長



令和4年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

日頃より、労働行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。職場における熱中症予防対策については、令和3年4月20日付け基発0420第3号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところです。また、平成29年からは「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各災防団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

昨年1年間の埼玉県内の職場における熱中症の発生状況（令和4年3月2日現在の速報値）は、休業4日以上の死傷者数23人、うち死亡者は0人であり、一昨年の56人、うち死亡者1人に比べ、減少していますが、全国の発生状況（1月14日現在の速報値。別紙参照）を見ると、死亡を含む休業4日以上の死傷者547人、うち死亡者は20人となっています。業種別にみると、死傷者数については、建設業128件、製造業85件となっており、全体の約4割がこれら2つの業種で発生しています。また、死亡者数は、建設業、商業の順に多く、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、管理が適切になされておらず被災者の救急搬送が遅れた事例が含まれています。入職直後や夏季休暇明けで明らかに暑熱順化が不十分とみられる事例、WBGT値を実測せず、その結果としてWBGT基準値に応じた必要な措置が講じられていなかった事例等も見られています。

つきましては、令和4年の本キャンペーンを、別添の令和4年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）のとおり実施します。

貴会におかれましては、要綱の8の事項について、会員事業場等に対し、その推進を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、事業場等への周知に当たっては、十分な新型コロナウイルス感染症予防対策を実施する等の御配慮をお願いいたします。